

○東松山市水道事業公道部分給水装置工事補助金交付要綱

平成18年10月31日

決裁

改正 平成20年10月21日決裁

平成23年12月26日決裁

平成26年12月18日決裁

平成31年3月26日決裁

令和2年3月19日決裁

令和3年3月12日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、東松山市水道事業給水条例（昭和42年条例第14号。以下「条例」という。）第6条ただし書きにより、条例で定める給水区域内の公道等に給水装置を設置（以下「公道部分給水装置工事」という。）する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、水道の普及を促進し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 配給水管未整備地区に専用住宅等を建設し、自ら使用するために新設等の給水装置工事を行い、補助金の交付を受けようとする者
- (2) 公道等 道路法（昭和27年法律第180号）又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項及び同条第1項第5号の規定による道路
- (3) 管理者 上下水道事業の管理者の権限を行う市長
- (4) 指定給水装置工事事業者 管理者が水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の指定をした者

(補助対象の要件)

第3条 補助の対象となる公道部分給水装置工事については、次の各号に掲げ

る要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 当該工事については、指定給水装置工事事業者の施工であること。
- (2) 公道下部分における給水管の口径が50ミリメートル（管理者が別に指定する場合を除く。）かつ延長が道路の縦断方向に5メートルを超える給水装置工事であること。
- (3) 工事完成後において、給水装置を東松山市に寄附するものであること。
（補助対象者）

第4条 管理者は、前条に規定する公道部分給水装置工事を施工し自ら使用する申請者に対し、工事費の一部を補助する。ただし、次に掲げる事業に係るものにあつては、この限りでない。

- (1) 店舗若しくは集合住宅についての事業又はこれらに準ずる事業と管理者が認めるもの
- (2) 宅地造成事業若しくは分譲住宅建設事業又はこれらに準ずる事業と管理者が認めるもの

（補助の方法及び額）

第5条 補助の方法は、申請者に対して公道部分給水装置工事に要する費用（以下「工事費」という。）の一部を補助金として交付することにより行うものとする。

- 2 補助金の額は、管理者が算定した額とする。
- 3 補助金額の算定については、別表第1の道路の1m当たりの補助額に対象距離（1m未満は切捨て）を乗じた金額とする。ただし、公道部分給水装置工事に併せて別表第2の分水工事等の工事種類に該当する工事を実施した場合は、当該金額及び同表の1箇所当たりの補助額に対象箇所数を乗じた金額との合算額とする。

（申請手続）

第6条 条例第5条の規定により給水装置工事の承認を受けた者で前条の工事費の補助を受けようとするものは、公道部分給水装置工事事前協議書（様式第1号）により管理者に協議しなければならない。

(工事費補助の可否の決定等)

第7条 管理者は、前条の規定による協議があったときは、速やかに内容を審査のうえ工事費補助の可否を決定し、当該申請をした者に公道部分給水装置工事補助承認・不承認通知書(様式第2号)を通知するものとする。

(公道部分給水装置工事に係る検査)

第8条 申請者は、公道部分給水装置工事の実施においては、条例第7条第2項の規定によるしゅん工検査を受け、合格しなければならない。

2 材料検査の実施に当たり、管理者は、申請者に対しては、工事着工前に管の規格、材質等の必要な事項を指示できるものとし、職員をして使用材料の規格、材質等が適正であるか確認させるものとする。

3 申請者は、管理者にしゅん工検査を依頼しようとするときは、公道部分給水装置工事検査願(様式第3号)を提出するものとする。

4 管理者は、前項の公道部分給水装置工事が適正であると認めたときは、それぞれ公道部分給水装置工事検査報告書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

5 第1項に規定する検査の検査員は、上下水道事業を所管する部の次長をもって充てる。

(補助金の交付申請等)

第9条 申請者は、前条の検査の後、補助金の交付を受けようとする場合は、公道部分給水装置工事補助金交付申請書(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書の提出があった場合には、速やかに補助金交付の可否及びその額を決定し、公道部分給水装置工事補助金交付決定通知書(様式第6号)により通知する。

3 前項の補助金の交付決定を受けた者は、公道部分給水装置工事補助金交付請求書(様式第7号)を管理者に提出するものとする。

4 管理者は、前項の補助金の交付請求があったときは、補助金を交付する。

(申請の取り消し又は中止)

第10条 第7条の規定により承認を受けた申請者が、工事の申請を取り消し又は中止しようとする場合は、公道部分給水装置工事取消・中止届出書（様式第8号）を管理者に届出なければならない。

（工事費補助金の返還）

第11条 管理者は、虚偽その他の不正な手段によって工事費の補助を受けた者に対して、その者に補助した工事費の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月21日決裁）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月26日決裁）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月18日決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月12日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東松山市水道事業公道部分給水装置工事補助金交付要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定により作成された文書、様式等については、この要綱による改正後の東松山市

水道事業公道部分給水装置工事補助金交付要綱の相当規定により作成されたものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際、旧要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第5条関係）

	道路の種類	1m当たりの補助額
①	未舗装	9,200円
②	砂利道	9,500円
③	舗装道（車道）	19,800円
④	国県道B工種	36,300円
⑤	国県道C工種	51,800円
⑥	国県道D工種	70,200円
⑦	歩道	19,200円
⑧	歩道車両乗り入れ部分	19,800円

※上表のB工種、C工種、D工種は、東松山県土整備事務所の道路復旧方法の組成区分を指す。

別表第2（第5条関係）

	分水工事等の工事種類	1か所当たりの補助額
①	口径50mm未満の管からの分水	12,500円
②	口径50mmの管からの分水	18,400円
③	口径75mmの管からの分水	70,600円
④	口径100mmの管からの分水	73,900円
⑤	口径150mmの管からの分水	81,100円
⑥	口径200mmの管からの分水	93,000円
⑦	口径250mmの管からの分水	104,200円
⑧	口径300mmの管からの分水	114,800円
⑨	口径350mmの管からの分水	120,100円
⑩	口径400mmの管からの分水	145,200円

⑪	第一止水栓設置（公道上）	141,200円
⑫	既設取出し管の繋ぎ替え	28,300円
⑬	口径50mmの管からの分水（分岐元PEPφ50、 止水可）	29,700円
⑭	口径50mmの管からの分水（分岐元PEPφ50、 止水不可）	24,400円

※上表の第一止水栓設置（公道上）は、水道用ソフトシール仕切弁（左回し開き）及び仕切弁筐（コンクリート座台付・東松山市章入鉄蓋）を使用するものとする。

様式第1号(第6条関係)

公道部分給水装置工事事前協議書

年 月 日

東松山市上下水道事業

東松山市長

宛て

(申請者)

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

東松山市水道事業公道部分給水装置工事補助金交付要綱第6条の規定により、補助金を受けて下記のとおり公道部分に給水装置の新設等をしたいので協議します。

記

1 施工場所

東松山市 大字	字		番地先から
	町	丁目	
東松山市 大字	字		番地先まで
	町	丁目	

2 工事の概要

3 指定給水装置工事事業者

所在地 _____

名 称 _____

4 添付書類

- (1) 公道部分給水装置工事の現場案内図
- (2) 公図の写し又は現況図
- (3) 建築確認許可書又は開発許可書等の写し
- (4) 給水装置(道路部分)工事新設調書
- (5) その他管理者が特に必要と認める書類

様式第2号(第7条関係)

公道部分給水装置工事補助
承認
不承認
通知書

第 号
年 月 日

様

東松山市上下水道事業
東松山市長

年 月 日付けで申請された公道部分給水装置工事前協議書について、東松山市水道事業公道部分給水装置工事補助金交付要綱第7条の規定により、承認・不承認すべきものと決定したので通知します。

記

1 施工場所

東松山市 大字 字 番地先から
町 丁目

東松山市 大字 字 番地先まで
町 丁目

2 承認番号

3 不承認の理由

様式第3号(第8条関係)

公道部分給水装置工事検査願

年 月 日

東松山市上下水道事業
東松山市長

宛て

(申請者)

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

承認番号第 _____ 号の公道部分給水装置工事について、しゅん工したので東松山市
水道事業公道部分給水装置工事補助金交付要綱第8条第3項の規定により検査をお願いします。

記

1 施工場所

東松山市 大字 字 _____ 番地先から
町 丁目

東松山市 大字 字 _____ 番地先まで
町 丁目

2 検査希望日

年 月 日

3 提出書類

- (1) 公道部分給水装置工事に係るしゅん工図
- (2) 給水装置(道路部分)工事新設調書
- (3) 工事写真
- (4) その他検査に必要な書類

様式第4号(第8条関係)

公道部分給水装置工事検査報告書

第 号
年 月 日

様

東松山市上下水道事業
東松山市長

年 月 日に提出された公道部分給水装置工事検査願に基づき行ったしゅん工
検査の結果について、東松山市水道事業公道部分給水装置工事補助金交付要綱第8条第4項
の規定により下記のとおり通知します。

記

1 検査年月日

年 月 日

2 施工場所

東松山市 大字 字 番地先から
町 丁目

東松山市 大字 字 番地先まで
町 丁目

3 承認番号

4 検査結果等

合格・不合格

道路の種類 _____ 工事延長 _____ m

補助対象延長 _____ m

1m当たりの補助額 _____ 円

工事の種類

口径 _____ mmの管からの分水

箇所数 _____ 1箇所当たりの補助額 _____ 円

第一止水栓設置(公道上)

箇所数 _____ 1箇所当たりの補助額 _____ 円

既設取出し管の繋ぎ替え

箇所数 _____ 1箇所当たりの補助額 _____ 円

5 補助金交付予定額

_____ 円

様式第5号(第9条関係)

公道部分給水装置工事補助金交付申請書

年 月 日

東松山市上下水道事業
東松山市長

宛て

(申請者)

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

承認番号第 _____ 号の公道部分給水装置工事について、東松山市水道事業公道部分給水装置工事補助金交付要綱第9条第1項の規定により補助金を申請します。

記

1 補助金交付申請額

_____円

2 施工場所

東松山市 大字 _____ 字 _____ 番地先から
町 _____ 丁目

東松山市 大字 _____ 字 _____ 番地先まで
町 _____ 丁目

3 道路の種類等

道路の種類 _____ 工事延長 _____ m

4 補助対象延長等

補助対象延長 _____ m

1m当たりの補助額 _____ 円

工事の種類

口径 _____ mmの管からの分水

箇所数 _____ 1箇所当たりの補助額 _____ 円

第一止水栓設置(公道上)

箇所数 _____ 1箇所当たりの補助額 _____ 円

既設取出し管の繋ぎ替え

箇所数 _____ 1箇所当たりの補助額 _____ 円

5 添付書類

公道部分給水装置工事検査通知書の写し

様式第6号(第9条関係)

公道部分給水装置工事補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

東松山市上下水道事業
東松山市長

年 月 日付けで申請された公道部分給水装置工事補助金の申請について、東松山市水道事業公道部分給水装置工事補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 施工場所

東松山市 大字 字 番地先から
町 丁目

東松山市 大字 字 番地先まで
町 丁目

2 承認番号

3 補助金交付決定額

_____ 円

道路の種類 _____

補助対象距離 _____ m

1m当たりの補助額 _____ 円

工事の種類

口径 _____ mmの管からの分水

箇所数 _____ 1箇所当たりの補助額 _____ 円

第一止水栓設置(公道上)

箇所数 _____ 1箇所当たりの補助額 _____ 円

既設取出し管の繋ぎ替え

箇所数 _____ 1箇所当たりの補助額 _____ 円

様式第7号(第9条関係)

公道部分給水装置工事補助金交付請求書

年 月 日

東松山市上下水道事業
東松山市長

宛て

(申請者)

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

年 月 日付け第 _____ 号(承認番号第 _____ 号)で交付決定通知のあ
った補助金について、東松山市水道事業公道部分給水装置工事補助金交付要綱第9条第3項
の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 振込み先 下記の金融機関の口座に振り込みを依頼します。

金融機関名	銀 行 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合						支 店
預金科目	普 通 預 金 ・ 当 座 預 金						
口座番号							
(フリガナ)							
口座名義人							

様式第8号(第10条関係)

公道部分給水装置工事取消・中止届出書

年 月 日

東松山市上下水道事業
東松山市長

宛て

(申請者)

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

年 月 日付け第 _____ 号(承認番号第 _____ 号)で承認された公道部分給水装置工事について、下記の理由により申請を取消・中止したいので、東松山市水道事業公道部分給水装置工事補助金交付要綱第10条の規定により提出します。

記

1 施工場所

東松山市 大字 字 _____ 番地先から
町 丁目

東松山市 大字 字 _____ 番地先まで
町 丁目

2 承認番号

3 取消又は中止の理由

- 様式第 1 号 (第 6 条関係)
- 様式第 2 号 (第 7 条関係)
- 様式第 3 号 (第 8 条関係)
- 様式第 4 号 (第 8 条関係)
- 様式第 5 号 (第 9 条関係)
- 様式第 6 号 (第 9 条関係)
- 様式第 7 号 (第 9 条関係)
- 様式第 8 号 (第 10 条関係)